確定申告書等作成コーナー

~消費税等確定申告書作成のための操作の手引き~

(消費税) 確定申告書作成(一般課税)編

この手引きでは、令和6年1月1日以前から消費税の課税事業者となった方で、 税込経理方式による経理処理をされている方、かつ、売上税額及び仕入税額の 計算方法について、割戻し計算を選択している方が、消費税及び地方消費税の 確定申告書(一般課税用)を作成する場合の操作手順を説明します。 ※¹ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。 ※² この手引きでは、PC 画面でご案内します(一部画面を除いて、スマホ画 面と大きな差異はございません。)。

庁

税

1.1 作成開始
1.2 一般課税・簡易課税の条件判定等(1/2)
1.3 所得区分の選択
1.4 売上(収入)金額・仕入金額等の入力 ·······6
1.5 売上(収入)金額等の入力(1/3)
1.6.1 決算額・課税取引金額の内訳等の入力(1/2)
1.6.2 決算額・課税取引金額の内訳等の入力(2/2)
1.7 決算額・課税取引金額の内訳等の入力(業務用固定資産等の購入)16
1.8 控除対象仕入税額の計算方式の確認
1.9 課税仕入金額の内訳の入力
1.10.1 税率 6.24% (軽減税率) 適用分の課税仕入金額の内訳の入力19
1.10.2 税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力
1.11 仕入税額控除の控除方式の選択
1.12 中間納付税額等の入力
1.13 消費税の還付申告に関する明細書作成(1/4)
1.14 消費税の還付申告に関する明細書作成(2/4)
1.15 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な課税資産の譲渡等)
1.16 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な輸出取引等の明細)
1.17 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な金融機関・通関業者の入力)27
1.18 消費税の還付申告に関する明細書作成(3/4)
1.19 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な棚卸資産・原材料等の取得)29
1.20 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な固定資産等の取得)30
1.21 消費税の還付申告に関する明細書作成(4/4)
1.22 計算結果の確認 ····································
1.23 納税地等・還付金口座入力 ······33
1.24 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択36
1.25 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の作成

	▶ トップ画面 → 2 事前進備 → 3 申告書等の作成 → 4 送信・印刷 → 5 データ保存等	
;	Rの画面から、一般課税・簡易課税の条件判定等を行った後、売上(収入)金額・仕入金額等の入力を行います。 「次へ」ボタンを押して進めてください。	
	次へ	
	 ・一般課税を選択される方は、令和6年分の決算書等データを利用することで、決算額等を引き継いで、消費税及び地方消費の確定申告書を作成することができます。 	税
	申告書等の選択へ戻	3
ま	欠へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面(P2参則 す。	四) ·
ŧ	☆へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面(P2参照 す。	
ŧ	☆へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面(P 2 参則 す。	
t	☆へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面(P 2 参照 す。	
т,	☆へ」ボタンを押すと、「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面(P 2 参照 す。	采) ·

胆税方法	や経理方法等の質問に同なします
K19C/J 1Z	
	 ① 災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合があります。 > 災害に関する税制上の措置を確認する
1	基準期間(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の課税売上高を入力してください。
	0 円
2	 Q インボイス(適格請求書)発行事業者ですか?
	(はい いいえ
A	Q 令和6年の途中から新たに課税事業者となりましたか? ◎◎
9	はい いいえ
	Q 2割特例を適用しますか? 00% > <u>2割特例とは</u>
	※:2期特例の適用には費件があります。また、2期特例を適用するよりも一般連校や簡易連权を適用した方が消費税の納付金額が少なくなる方がいます。詳しくは上記「2期特例 とは」をご確認ください。
	※:2期特徴を適用すべきか分からない方は、「いいス」を選択して入力を進めることで、住入税額控除の金額について、通常の計算結果と2期特例の計算結果を比較した上で、2 割特例を適用するかを選択することができます。
4	はい いいえ
	Q 簡易課税制度を選択していますか? ❷編 > 簡易課税制度とは
5	(はい いいえ
ര	令和6年中に免税事業者であった期間の課税売上高を入力してください。
\bigcirc	> 税込経理と税抜経理について確認する
	税边経理税拔経理
8	税額の計算方法として積上げ計算を選択する方 ・
9	特別な売上基準(割賦基準、延払基準等、工事進行基準、現金主義会計)の適用をする方 🗸 🗸
	戻る 次へ
	∧ <->TOP

- ① 基準期間(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の課税売上高を入力します。
- ② インボイス(適格請求書)発行事業者の方は、「はい」を選択します。
- ③ 年の途中から課税事業者になった(インボイス発行事業者となった)場合、「はい」を、 1月1日から課税事業者の場合には「いいえ」を選択します。

※ ①の金額が1,000万円以下で、②の質問に「はい」を選択した場合に表示されます。
 ④ 一般課税で申告する場合、「いいえ」を選択します(2割特例を適用しない)。

- ※ ①の金額が1,000万円以下で、②の質問に「はい」を選択した場合に表示されます。
- ⑤ 一般課税で申告する場合、「いいえ」を選択します。(簡易課税を適用していない)。
- ⑥ ③の質問で、「はい」(年の途中から課税事業者になった)と答えた場合、年の始めから インボイス発行事業者となる前の日までの期間の課税売上高を入力してください。
- ⑦ 税抜経理の方は「税抜経理」に選択を変更します。

※ この手引きでは「税込経理」を選択して進めます。

- ⑧ 売上税額の計算方法について、積上げ計算又は割戻し計算と積上げ計算を併用している 方は、「V」を押して項目を開き、「1 割戻し計算」の選択を「2 積上げ計算」又は「3 1と2の併用」に変更します。
 - ※ この手引きでは「売上税額」及び「仕入税額」について「割戻し計算」を選択して進 めます。
- (参考)「税額の計算方法として積上げ計算を選択する方」

8)	売上税額の計算方法を選択してください。 > <u>計算方法を確認する</u>	
	1 割戻し計算	,
	仕入税額の計算方法を選択してください。 > 計算方法を確認する	
	割戻し 計算 積上げ計算	

⑨ 特別な売上計上基準の適用がある場合、「∨」を押して項目を開き、適用している売上
 計上基準にチェックを入れてください。

(参考)「特別な売上基準を適用する方」

הע	
E	副賦基準
E	延払基準等
E	工事進行基準
Ē	現金主義会計

⑩ 「次へ」ボタンを押すと「所得区分の選択」画面(P5参照)へ進みます。

(参考) ⑨で選択された売上計上基準は申告書の付記事項に丸印が表示されます。



	確定日	^自 告書作成(一般課税)編
1.3	所得	区分の選択
		1 トップ画面→2 事前準備→3 申告書等の作成→4 送信・印刷→5 データ保存等
		所得区分の選択 「 たいまた」 「 たいまたまた」 「 たいまたまた」 「 たいまたまたまたまた」 「 たいまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま
	1	該当する所得区分に関する項目を全て選択してください。 💩
		□ 事業所得(農業)がある。
		「不動産所得がある。
		二 雑所得(原稿料等)がある。
		業務用固定資産等の譲渡所得がある。
		■ 業務用固定資産等の購入がある。(令和6年に減価償却資産等を購入した場合) ⑦
		戻る次へ ここまでの入力内容を保存
L		<u>お問い合わせ 個人情報発達方針 利用規約</u> Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.
Ι.		
2	※ 「 援 産 あ 「 進 の 次 み	業務用固定資産等の譲渡所得がある。」又は「業務用固定資産等の購入がある。」を する場合は、「事業所得(営業等)がある。」、「事業所得(農業)がある。」、「不動 得がある。」又は「雑所得(原稿料等)がある。」の中から一つ以上選択する必要が ます。 へ」ボタンを押すと、「売上(収入)金額・仕入金額等の入力」画面(P6参照) ます
	~	

•	時区力の医沢」画面(1 5 参照)で医沢じ 等の入力を行います。		
	● トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ●	5 データ保存等	
	売上(収入)金額・仕入金額等の入力		一脑课税 税込
	所得区分ごとに売上 (収入) 金額・仕入金額等の入力を行ってください。		
	事業所得(営業等)	-	>
	事業所得(農業)	_	\geq
	不動産所得	-	\geq
	雑所得	_	\geq
	業務用固定資産等の譲渡所得	-	\geq
	業務用固定資産等の購入	-	\geq
		戻る	次へ ここまでの入力内容を保存
	「得区分ごとの入力ボタン「>」を押すと、 J」画面(P8参照)へ進みます。	該当の所得区	分の「売上(収入)金額等 うは、ボタン上の表示が「―
新力 かう ラ	売上(収入)金額・仕入金額等の入力が終れ ふら「入力あり」になります(下記画面参照 3 トップ画面→2 事前準備→3 申告書等の作成→3 送信・印刷→3 売上(収入)金額・仕入金額等の入力 所得区分ごとに売上(収入)金額・仕入金額等の入力を行ってください。	 ()。 データ保存等 	一般課程(1852)
所力 か 🥶 🎵	売上(収入)金額・仕入金額等の入力が終れ ふら「入力あり」になります(下記画面参照 ③トップ画面→②事前準備→③申告書等の作成→④送信・印刷→④ 売上(収入)金額・仕入金額等の入力を行ってください。 事業所得(営業等)	 ションに方(()(()()())) データ保存等 シスカあり 	

- ② 全ての所得区分の売上(収入)金額等・仕入金額等の入力が完了したら、「次へ」ボタンを押し、入力データに応じて以下の画面へ進みます。
 - 「控除対象仕入税額の計算方式の確認」画面(課税売上高が5億円超の場合、又は課 税売上割合が95%未満の場合)(P17参照)
 - ・「控除対象仕入税額の計算方式の選択」画面(課税売上高が5億円以下、かつ課税売 上割合が95%以上の場合で2割特例の適用要件を満たす場合)(P21参照)
 - ・ 「中間納付税額等の入力」画面(上記以外の場合)(P22参照)

確定申	I告書作成(一般課税)編
1.5 売上	(収入)金額等の入力(1/3)
「売上(4	収入)金額・仕入金額等の入力」画面(P6参照)で選択した所得区分の売上(収
入)金額等	等を入力します。
	1 トップ画面 → 2 事前準備 → 3 申告書等の作成 → 4 送信・印刷 → 5 データ保存等
	事業所得(営業等)の売上(収入)金額等の入力
	売上(収入)金額等の入力
	収入金額 🚧
1	売上(収入)金額(円) ※:線収入のほか、免税、非課税満産の輸出等又は不課税に係るものも含めた金額を入力してください。
	2 免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引がある方 🗸
	課税取引金額
3	入力内容から計算した課税取引金額(円)
	軽減税率適用分の金額の入力
	軽減税率(6.24%)適用分の取引がある方
	返還等対価の入力
	返還等対価に係る税額を計算する方 🗸 5
	戻る次へ
 売上 「売」 を入力」 ② 上記(れていれ ③ 「親が なお求 	 (収入)の金額を入力します。 上(収入)金額」欄は入力必須項目となっているため、金額が0円の場合、「0」します。 ①の金額の中に、免税、非課税、非課税資産の輸出等又は不課税取引の金額が含まる方は、「V」を押して項目を開き、該当する取引区分に金額を入力します。 税取引金額」が自動で算出されます(①の数字から②で入力した金額を差し引いた表示されます)。 税抜経理方式を選択した場合、仮受消費税等を、積上げ計算を選択した場合、適 書等に記載した消費税額等を入力する欄が表示されます。

/U1/UN 7FE/K1/UN 7FE/K1/US-CHEV/A	創出等又は不課税取引がある方	^
上記、売上(収入)金額のうち		
免税取引分(円) ?		
非課税取引分(円) ?		
非課税資産の輸出等取引分(円)	?	
不課税取引分(円) 🥐		
仮受消費税等の	入力欄	
■上記課税取引金額に対応する仮受	肖費税等の金額(円) 🌆	
適格請求書等に	記載した消費税額等の入力構	羽
上記課税取引金額に係る適格請求書	等に記載した消費税額等の合計額(円) 🌆	
说取引金額のうち ∃を開き、「うち移	こ税率 6.24%(軽減税率)道 率 6.24%(軽減税率)適用 軽減税率適用分の金額 (適用分の取引がある方は、「∨」 分」(円)欄に金額を入力します の入力
	の取引がある方	^
軽減税率(6.24%)適用外	л	
軽減税率(6.24%)適用が 課税取引金額の内訳の入		さい。
軽減税率 (6.24%) 適用 課税取引金額の内訳の入 課税取引金額のうち、税率6	24%(軽減税率)適用分の金額を入力してくださ	
軽減税率(6.24%)適用外 課税取引金額の内訳の入 課税取引金額のうち、税率6 割戻し計算を適用した取	24%(軽減税率)適用分の金額を入力してくださ 引分	
 軽減税率(6.24%)適用 課税取引金額の内訳の入 課税取引金額のうち、税率6.: 割戻し計算を適用した取 課税取引金額(円) 	24%(軽減税率)適用分の金額を入力してくださ 引分	
 軽減税率(6.24%)適用 課税取引金額の内訳の入 課税取引金額のうち、税率6 割戻し計算を適用した取 課税取引金額(円) うち税率6.24%(軽減税率) 	24% (軽減税率) 適用分の金額を入力してくださ 引 分 適用分 (円)	

5 売上	:げに係る対価の返還等の金額がある場合は、「>」を押して「返還等対価に係る税
額を計	·算する方」の項目を開きます。
	返還等対価の入力
5	返還等対価に係る税額を計算する方
	売上げに係る対価の返還等の金額の入力
	Q 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で収入金額から直接減額していない売上げに係る対価の返還等の金額があります か? ?
6	(สะา เาะาวิ
	売上げに係る対価の返還等の金額のうち、課税取引に係るものを「税率6.24%(軽減税率)適用分」と「税率7.8%適用分」に分 けて入力してください。 > <u>入力例を確認する</u>
$\overline{\mathcal{O}}$	売上げに係る対価の返還等の金額
Ŷ	税率6.24%(輕減税率)適用分(円)
	税率7.8%適用分(円)
	青t (円)
8	 売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」、「非課税取引に係るもの」、「非課税関連の輸出等」の金額を入力してください。 ※:「不導税取引に係るもの」については、入力の必要はありません。 免税取引に係るもの(円) 非課税取引に係るもの(円)
	非課税資産の輸出等(円)
	<u>()</u>
	展る次へ
	<u>お問い合わせ 個人情報保護方針</u> <u>利用規約</u> Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ⑥ 売上げに係る対価の返還等の金額がある場合には、「はい」を選択します。
 ※ 免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等に係る返還等は対象になり ません。
- ⑦ ⑥で「はい」を押すと、金額の入力欄が開きます。
 売上げに係る対価の返還等の金額について「税率 6.24%(軽減税率)適用分(円)」と
 「税率 7.8%適用分(円)」に分けて入力します。
- ⑧ 売上げに係る対価の返還等の金額のうち、「免税取引に係るもの」、「非課税取引に係る もの」又は「非課税資産の輸出等」の金額を入力します。

※ 不動産所得には「非課税資産の輸出等」入力欄がありません。

⑨ 「次へ」ボタンを押すと、「決算額・課税取引金額の内訳等の入力」画面(P12参照) へ進みます。

決算	額・課税取引金額の	の内訳	の入力(事)	業所得(営業	等))		一般課税	親込	副展	
トッフ	プ画面 > 事前準備 >	申告書	等の作成 >	甲告書等の送信	8・印刷 > 終了					
事業	所得(営業等)に(系る決	算額(税込)	等の入力						
事業所 用分(回課 (課約 ※ 経 る金額	新得(営業等)に係る決 こついて金額を入力して <u>税取引にならないものと</u> 取引金額」に金額がある料 (<u>通信置(8創控除)</u> の選 額を入力してください。:	単額(税 ください) (は ロで、「き 動用を受(なお、少	抜) 及び決算額。 。 95税率6.24%(軽 する課税仕入れの <u>額特例</u> を適用でき	のうち課税取引 減税率) 週間分」:)金額を入力する きる課税仕入れ	にならないものが がない場合は、「0 5機になります。 については「うき	がある場合はその リを入力してくだ 免税事業者及び 5免税事業者等調	の金額を入力の上、 Edun。 S連格請求書発行専 取引分」に入力し;	うち税率6.24 第番以外の課程 ないでください	196 (軽減税率) 適 税事業者の取引に係 *	
	88		決算額	うち 課税取引に ならないもの	課税取引金額	うち税率 6.24% (軽減税率) 週用分	うち 免税事業者等 取引分※	うち税率 7.8% 適用分	うち 免税事業者等 取引分※	
			A	в	C (A-B)	D	E	E	G	
	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	(1)	D ^{+3,500,000/7}	1,500,000/1	42,000,0007	2 12,000,000"	3	30,000,00017	4	
売	期首商品根卸高	(2	3,100,000		·					
上原	仕入金額	(3	3,280,000	q^	3,250,000/1	1,150,000	150,000 P	2,130,000/	100,000	
価	小街	(4	6,380,00071							
	期末廢品樹却高	(5	2,890,000							
	差引原価	(6	3,490,000 13							
	差引金額	(7	40,010,00071							
經費	租税公課	(8	56,000	56,000	071			07		
	荷遺運賃	(9	n	r					^	
	水道光熱費	(10)	312,000/1		312,000/1			312,000 /		
	旅費交通費	(11)	274,000	0*	274,000/1			274,0001		
	通信費	(12)	672,000	d*	672,00011	156,000	20,000	\$16,000 1	42,000	
	広告宣伝費	(13)	240,000		240,0007	40,000	10,000	200,0007	28,000	
	接待交際費	(14)		/"					<u> </u>	
	損害保険料	(15)			100					
	1241A	(10)				·				
	活用信約表	(15							·	
	福利夏牛書	(14)							,	
	給料遺金	(20)	,							
	外注工賃	(21)	3,800,000 m		3,800,000,1			3,800,000 1	1,200,000	
	利子副引料	(2:								
	地代家賃	(23)	1,200,000[7]	0	1,200,000/1			1,200,0001		
	貸倒金	(24)	200,000	200,0001						
] (25)	n	r			,		· · · · ·	
] (26)	·	P	P		r			
	[] (27)	r	,			r	. r	· · · · ·	
] (28)	n	/*			r		· · · · ·	
] (29)	n	n	. P		r	. P		
	[] (30)	n	[]#	7		r) [,]	
	建贯	(31	n				, P	7	()	
	8+	(32)	6,754,00071	256,00011	6,498,00011	196,0007	30,00011	6,302,000 [*]	1,270,000/7	
	差引金額	(33)	33,256,00077							

- 帳簿等や課税取引金額計算表を基に、決算額を入力します。
 また、課税取引にならないものがあれば、その金額を入力します。
- ② 課税取引金額のうち「税率 6.24%(軽減税率)適用分」の金額を入力します。
- ※ 課税取引金額に金額がある科目で、「税率 6.24%(軽減税率)適用分」の金額がない 場合は、「0」を入力します。
- ③ ②で入力した課税取引金額(税率 6.24%(軽減税率)適用分)のうち、適格請求書発 行事業者以外の者との課税取引金額を入力します。
 - ※ 経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄のため、免税事 業者及び適格請求書発行事業者以外の課税事業者(以下「免税事業者等」という。)の 取引に係る金額を入力してください。

なお、少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場 合でも、入力しないでください。

④ F欄に表示されている税率 7.8%適用分の課税取引金額のうち、免税事業者等との課税 取引金額を入力します。

なお、少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合 でも、入力しないでください。

発生した貨倒金の金額の入力									
令和6年1月1日から令和6年12月31日の	間で発生した貸倒金	はありますか? 必須							
はいいえ									
上記表中に入力した貸倒金のうち、課税事	業者であった年分に行	行った取引で課税売上げに	係るものの金額を、「税率6.24	%(軽減税率)適用分」と「税					
率7.8%適用分」に分けて入力してください 上記表中の「貸倒金」に入力がある場合は、	[、] 。 必ず金額(「0」 オ	を含む。)を入力してくだ。	さい。						
令和6年1月1日から令和6年12月31日の闇に初	めて課税事業者となった	と方の場合は、令和5年12月31	日までに行った課税資産の譲渡等に任	系る貸倒金は含みません。					
		SH市(C 0.404							
		祝率6.24% (軽減税率)適用分	税率7.8%適用分	8+					
発生した黄樹金の金額(税込)	2	30,000円	170,000円	200,000円					
回収した貸倒金の金額の入力									
令和6年1月1日から令和6年12月3	1日の間で回収した	こ貸倒金はありますか?	必須						
はい いいえ									
保税地域からの引き取り貨物に係	る金額の入力								
令和6年1月1日から令和6年12月31日の	の間で、保税地域から	ら引き取った課税貨物に係	る金額はありますか?						
はいいえ									
課税什入れに係る対価の返還等の	全額の入力								
課税仕入れに係る対価の返還等の	金額の入力	あたいに 高・会話 第一 アー・ナン・ン	神秘仕りわにだて対圧へに漂浮な						
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の 連邦仕入れに係る対価の返還等とは	金額の入力の間で、課税仕入金額	鎮から直接減額していない	課税仕入れに係る対価の返還等	の金額はありますか? 🛛 💩 🕫					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の 回課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ	金額の入力の間で、課税仕入金額	顔から直接減額していない	課税仕入れに係る対価の返還等	の金額はありますか? め思					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の 「課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ	金額の入力 の間で、課税仕入金組	顔から直接減額していない	課税仕入れに係る対価の返還等	の金額はありますか? 💋					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12	金額の入力 の間で、課税仕入会 7月31日の間に調	顔から直接減額していない 開税事業者となった方	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力	の金額はありますか? め用					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日0 ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚知高」があり、令和5年5	金額の入力 の間で、課税仕入金舗 2月31日の間に調 311年の間に調	顔から直接減額していない 課税事業者となった方 たか? <mark>必須</mark>	課税住入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力	の金額はありますか? 🛛 💩					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の 〕課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ	金額の入力 の間で、課税仕入金額 2月31日の間に調 計は免税事業者でし	顔から直接減額していない 課税事業者となった方 たか? <mark>必</mark> 項	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力	の金額はありますか? め用					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日0 ○ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚知高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1	金額の入力 の間で、課税仕入金部 2月31日の間に調 分は免税事業者でし 日から令和6年12月	鎮から直接減額していない 現税事業者となった方 たか? 必須 31日の間に課税事業者と	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚知高	の金額はありますか? の道 しを「税率6.24% (軽減税率)					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、	金額の入力 の間で、課税仕入金額 2月31日の間に調 計は免税事業者でし 日から令和6年12月 入力してください。	額から直接減額していない 単税事業者となった方 たか?	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚知高	の金額はありますか? あま 」を「税率6.24%(軽減税率)					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日0 ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、	金額の入力 の間で、課税仕入金部 2月31日の間に調 分は免税事業者でし 日から令和6年12月 入力してください。	額から直接減額していない 現税事業者となった方 たか? ◎項 引1日の間に課税事業者と 税率6.24% (額減税率) 適用分	課税仕入れに係る対価の返還第 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分	の金額はありますか? の間 」を「税率6.24%(軽減税率)					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 令和4年12月31日に有していた棚卸音楽	金額の入力 の間で、課税仕入金額 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調 2月31日の間に調	額から直接減額していない 転税事業者となった方 たか? ◎項 31日の間に課税事業者と 税率6.24% (軽減税率) 適用分	課税仕入れに係る対価の返還第 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分	の金額はありますか? 3話 」を「税率6.24%(軽減税率)					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年1月1日か □ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 今和4年12月31日に有していた棚卸資産 者であった課税期間中に国内で譲り受けた 入れに係るものの金額(税込)	金額の入力 の間で、課税仕入会 の間で、課税仕入会 の間で、課税仕入会 の間に調 のは免税事業者でし 日から令和6年12月 入力してください。 のうち、免税事業 	観から直接減額していない 現税事業者となった方 たか? 税事 150,000円	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	の金額はありますか? の金額はありますか? の金額はありますか? の金額 にあっ の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? の金額 にありますか? のの金額 にありますか? のの金額 にありますか? のの金額 にありますか? のの金額 にありますか? のの金額 にありますか? のの金額 にありますか? のの金額 にありますか? ののの のののの ののののの のののののののののののののののののの					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 今和4年12月31日に有していた棚卸資産 者であった課税期間中に国内で譲り受けた 入れに係るものの金額(税込)	金額の入力 の間で、課税仕入金組 日から令和6年12月 入力してください。 のうち、免税事業 ののうち、免税事業	額から直接減額していない 開税事業者となった方 たか? 必須 331日の間に課税事業者と 税率6.24% (軽減税率) 適用分 150,000円	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	の金額はありますか? の金額はありますか? しを「税率6.24%(軽減税率) 計 280,000円					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の □ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12月 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 令和4年12月31日に有していた棚卸資産 者であった課税期間中に国内で認り受けた 入れに係るものの金額(税込) 令和7年分に免税事業者となる方	金額の入力 の間で、課税仕入金組 2月31日の間に調	観から直接減額していない 現税事業者となった方 たか? 税事 150,000円 150,000円 150,000円	課税仕入れに係る対価の返還第 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	の金額はありますか? の金額はありますか?					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の 連税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和6年12 「期首商品棚卸高」があり、令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 今和4年12月31日に有していた棚卸資産 者であった課税期間中に国内で譲り受けた 入れに係るものの金額(税込) 令和7年分に免税事業者となる方 「期末商品棚知高」があり、令和7年分に	金額の入力 の間で、課税仕入金組 の間で、課税仕入金組 の間で、課税仕入金組 の目から令和6年12月 入力してください。 のうち、免税事業 ・感知資産で課税仕 のの棚卸高の調整 免税事業者となりま		課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	ゆ金額はありますか? の金額はありますか? しを「税率6.24% (軽減税率) 計 280,000円					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12月 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 今和4年12月31日に有していた棚卸置置 者であった課税期間中に国内で譲り受けた 入れに係るものの金額(税込) 令和7年分に免税事業者となる方 「期末商品棚卸高」があり、令和7年分に はい いいえ	金額の入力 の間で、課税仕入金組 2月31日の間に調	観から直接順額していない 単税事業者となった方 たか? の間に課税事業者と (軽減税率) 適用分 「150,000円 150,000円 すか? 20万 すか? 20万	課税仕入れに係る対価の返還第 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	30金額はありますか? 3日 」を「税率6.24%(軽減税率) 日 280,000円					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年1月3日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12月 「期前商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 今和4年12月31日に有していた棚卸資鑑 者であった課税期間中に国内で認り受けた 入れに係るものの金額(税込) 令和7年分に免税事業者となる方 「現末商品棚卸高」があり、令和7年分に	金額の入力 の間で、課税仕入金組 の間で、課税仕入金組 の間で、課税仕入金組 の間に認 の目から令和6年12月 入力してください。 のうち、免税事業 総部政資産で課税仕 の初期卸高の調整 免税事業者となりま	観から直接減額していない 現税事業者となった方 たか? 231日の間に課税事業者と 第本6.24% (軽減税率)適用分 150,000円 150,000円 30入力	課税仕入れに係る対価の返還等 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚知高 税率7.8%適用分 130,000円	初金額はありますか? ● 1 を「税率6.24%(総減税率) 日 280,000円					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日の ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12月 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和5年分に免税事業者で令和6年1月1 適用分」と「税率7.8%適用分」に分けて、 令和4年12月31日に有していた棚卸資産 者であった課税期間中に国内で語り受けた 入れに係るものの金額(税込) 令和7年分に免税事業者となる方 「期末商品棚卸高」があり、令和7年分に はい いいえ	金額の入力 の間で、課税仕入金組 の間で、課税仕入金組 の間で、課税仕入金組 に 月31日の間に 調 わは免税事業者でし 日から令和6年12月 入力してください。 のうち、免税事業 を 応の棚卸高の調整 免税事業者となりま		課税仕入れに係る対価の返還第 の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	初金額はありますか? 必通					
課税仕入れに係る対価の返還等の 令和6年1月1日から令和6年12月31日0 □ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 令和6年1月1日から令和6年12月 「期首商品棚卸高」があり、令和5年分 はい いいえ 令和4年12月31日に有していた棚卸資鑑 者であった課税期間中に国内で限り受けた 入れに係るものの金額(例込) 令和7年分に免税事業者となる方 「期末商品棚卸高」があり、令和7年分に はい いいえ	金額の入力 の間で、課税仕入金組 2月31日の間に調	観から直接減額していない 現税事業者となった方 たか? の 現 たか? の 現 で 現 現 思 名 150,000 円 至 の 入 力 すか? の 301 301 301 301 301 301 301 301	課税仕入れに係る対価の返還等の の棚卸高の調整の入力 なった場合、「期首商品棚卸高 税率7.8%適用分 130,000円	30金額はありますか? 60日 」を「税率6.24%(総減税率) 日 日 280,000円 次へ進む					

- 発生した貸倒金がある場合、「はい」を選択します。
 ※ P12の決算額(A欄)の「貸倒金」に金額を入力する必要があります。
- ② 発生した貸倒金を「税率 6.24%(軽減税率)適用分」と「税率 7.8%適用分」の金額に 分けて入力します。
- ③ 回収した貸倒金がある場合、「はい」を選択します。※ この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ④ 保税地域からの引き取り貨物がある場合、「はい」を選択します。※ この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ⑤ 課税仕入れに係る対価の返還等がある場合、「はい」を選択します。
 ※ 課税仕入金額から直接減額していないものに限られます。
 この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ⑥ 令和6年1月1日から同年12月31日の間に課税事業者となった方については、期首商 品棚卸高の計算が必要になるため、「はい」を選択します。
- ⑦ 期首商品棚卸高の金額を「税率 6.24%(軽減税率)適用分(円)」と「税率 7.8%適用 分(円)」に分けて入力します。
- ⑧ 令和7年分に免税事業者となる場合、「はい」を選択します。※ この手引きでは「いいえ」を選択して進めます。
- ⑨ 「次へ進む」ボタンを押すと、「売上(収入)金額・仕入金額等の入力」画面(P6参照)へ戻ります。

1.7 決算	額・課税取引金額の内訳等の入力(業務用固定資産等の購入)
「売上	(収入)金額・仕入金額等の入力」画面(参照 P 6)で「業務用固定資産等の購入」
の入力ボ	ダンを押した場合に、この画面へ進みます。
	決算額・課税取引金額の内訳等の入力(業務用固定資産等の購入) ・ ・ ・ 総課税 ・ 総課税 ・ 総課税 ・ 総理税 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
	業務用固定資産等の取得価額(税込)
	業務用固定資産等に係る取得価額(税込)及び取得価額のうち課税取引にならないものがある場合はその金額を入力の上、課税取引金額を算出してくだ さい。 ◎24 ■ 課税取引に <u>ならないものとは</u> ※ <u>経過措置(8割控除)</u> の適用を受ける課税仕入れの金額を入力する欄になります。免税事業者及び適格請求書発行事業者以外の課税事業者の取引に係 る金額を入力してください。なお、少 <u>額特例</u> を適用できる課税仕入れについては「うち免税事業者等取引分」に入力しないでください。
	所得区分 ② 取得価額等 うち連税取引に ならないもの 読税取引金額 うち免税事業者等 3 取引分※
	1 (事業所得(営業等) (600,000円) 円 600,000円 円
	2 選択してください ▼
(4	中初6年1月1日から中和6年12月31日の酒で、保税回販から引き取った課税資利に体る至額はありますか? ■ ④税地域から引き取った課税資物とは はい いいえ 課税仕入れに係る対価の返還等の金額の入力 今初6年1月1日から令和6年12月31日の間で、課税仕入金額から直接減額していない課税仕入れに係る対価の返還等の金額はありますか? ● ■ 課税仕入れに係る対価の返還等とは はい いいえ 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を入力してください。 課税仕入れに係る対価の返還等の金額で入力してください。 課税仕入れに係る対価の返還等の金額で入力してください。
 該当 取得 課税 	前に戻る べへ進む 首する項目をプルダウンリストから選択します。 手価額等及びそのうち課税取引にならないものの金額を入力します。 注取引金額のうち、免税事業者等取引分の金額を入力します。
※ 少	◇額特例を適用する課税取引については、免税事業者等との課税取引だった場合でも、

入力しないでください。

④ 保税地域からの引き取り貨物に係る金額や課税仕入れに係る対価の返還等の金額がある場合は、「はい」を選択します。

※ この手引きでは「いいえ」選択して進めます。

- ⑤ 課税仕入れに係る対価の返還等がある場合、「はい」を選択します。
- ⑥ 金額の入力欄が開くので、該当金額を入力します。
- ⑦ 「次へ進む」を押すと、「売上(収入)金額・仕入金額等の入力」(P6参照)画面へ戻 ります。

確定申告書作成((一般課税)編
1.8 控除対象仕入税額(
課税売上高が5億円 仕入金額等の入力」画 ここでは、控除対象 なお、課税売上高と	超の場合、又は課税売上割合が 95%未満の場合、「売上(収入)金額・ 「面(P6参照)からこの画面へ進みます。 全仕入税額の計算方式を確認します。 課税売上割合は、入力された金額から自動的に計算されます。
控除対象仕入税額の計算	方式の確認 一般課税 税込 創 関
トップ画面 > 事前準備 > 日	申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
課税売上高が5億円超の場合、3 □ <u>個別対応方式とは</u> □ <u>一括比例配分方式とは</u>	又は蝶税売上割合が95%未満の場合の控除対象仕入税額は、「個別対応方式」又は「一括比例配分方式」で計算します。
う 「一括比例配分方はできません。	5式」を適用した場合は、2年以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更すること
令和5年分から「-	ー括比例配分方式」を選択していますか
を避択して下さい。 前に戻る	しいえ
<u>お問い合わせ</u> 個人情報保護方針	1/用规约 推提理境 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.
 「はい」を押すと 画面(P22参照)へ 「いいえ」を押す (参考) 課税売上割合は、ど 	、自動的に一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」 、進みます。 、と、「課税仕入金額の内訳の入力」画面(P18 参照)へ進みます。 次の算式により計算されます。
部说书上朝久	課税期間の課税売上高(税抜)
昧 祝 冗上刮台——	課税期間の総売上高(税抜)

1.9 課税仕入金額の内訳の入力

「決算額・課税取引金額の内訳等の入力」画面(P12~P16 参照)で課税取引金額を入力した所得区分の課税仕入金額の内訳の入力を行います。

税率ごとに「課税仕入金額の内訳の入力」画面(P19~P20参照)で入力する金額を基 に控除対象仕入税額を計算します。

所得区分ごとに課税仕入金額の内訳のノ	力を行ってください。	
所得区分	1 課税仕入金額の内訳	
事業所得 (営業等)	入力する	
事業所得 (農業)	入力する	
不動産所得	入力する	
雑所得	入力する	
業務用固定資産等の購入	入力する	
		2
前に戻る	ここまでの入力内容を保存する	次へ進む

- ① 所得区分ごとの「入力する」を押すと、
 - ・ 税率 6.24% (軽減税率) 適用分の取引がある場合は「税率 6.24% (軽減税率) 適用 分の課税仕入金額の内訳の入力」 画面 (P19 参照)
 - 6.24%(軽減税率)適用分の取引がない場合は「税率 7.8%適用分の課税仕入金額の 内訳の入力」画面(P20参照)
 - へそれぞれ進みます。

なお、決算額等の金額がない所得区分は「課税仕入れがありません」と表示されて入力 できません。

② 所得区分の課税仕入金額の内訳の入力が完了し、「次へ進む」を押すと、「仕入税額控除 の控除方式の選択」画面(P21参照)へ進みます。

所得区分	うごとに移	紀率 6.24 %	(軽減税率	率)適用分	の課税仕ノ	金額の内	訳を入力し	ます。
	税率6.24%(圣减税率)適用分	の課税仕入金額の	内訳の入力(事業	(営業等))	一般課税	脱る割戻	
	トップ画面 > 事	前準備 > 申告書等	緑の作成 → 申告書 編	等の送信・印刷 > 終	17			
	税率6.24%(軽威税率)適用分の事業所得(営業等)に係る「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」 を入力してください。							
	税率6.24%	(軽減税率)適用						
	※ <u>経過措置(8割</u> る金額を入力してく	<u>控除)</u> の適用を受ける 〔ださい。なお、 <u>少額</u>	課税仕入れの金額を入 <u>特例</u> を適用できる課税(力する機になります。 ±入れについては「うき	免税事業者及び適格請 5免税事業者等取引分」	求書発行事業者以外の に入力しないでくださ	課税事業者の取引に係 さい。	
	科目	課税取引金額	うち 課税売上げと非課 税売上げに共通し て要するもの	うち 免税事業者等 取引分※	うち 非課税売上げにの み要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの 2	うち 免税事業者等 取引分※	
	仕入金額	150,000円	30,000円	10,000 円	100,000円	20,000円	10,000円	
	租税公課	20,000円	<mark>العمالي العمالي العمالي العمالي العمالي العمالي</mark>	H	H	Ħ	H	
	荷造運賃	40,000円	F	H	Ħ	Ħ		
	水道光熱費	円	円 円	H	円 円	円	H	
	該当する場合のみ、	入力してください。						
	科目	課税即		うち 売上げと非課税売上げ 共通して要するもの	うち に 非課税売上け 要するも	にのみ 課 の	うち 脱売上げにのみ 要するもの	
	令和6年分に課税 者となった方の棚	事業 卸高	25,000 円	10,000	m	0 円	15,000 円	
		_				4 🗖		

 ① 課税取引金額のうち、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税
 売上げにのみ要するもの」を入力します。

また、共通して要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。

- ※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、 入力しないでください。
- ② 課税売上げにのみ要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。
 ※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、
 入力しないでください。
- ③ 令和6年分から課税事業者となった方で、期首の棚卸高がある場合、「課税売上げと非 課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。
- ④ 「次へ進む」ボタンを押すと、「税率 7.8%適用分の課税仕入金額の内訳の入力」 画面 (P 20 参照) へ進みます。

1.10.2 利	兑率 7.8%;	適用分の課	税仕入金	額の内訳の入	Ъ			
※ 税率	[≤] 7.8%適用	月分の仕入れ	ぃ等が無レ	∖場合、このī	画面は表示	されません。	0	
所得区	分ごとに種	兑率 7.8 %证	箇用分の謬	果税仕入金額の	の内訳を入	力します。		
	税率7.8%適用的	りの課税仕入金額	の内訳の入力	(事業所得(営業等))	一般課税	税込ます。割戻する	
	トップ画面 > 事前	準備 > 申告書等	の作成 > 申告	諸等の送信・印刷 > 終	7			
	税率7.8%適用分の割 ださい。	事業所得(営業等)に	係る「課税売上げ。	と非課税売上げに共通して	要するもの」と「非課	脱売上げにのみ要する	ธดา 🖓 ว่าประ	
	税率7.8%適用	粉						
	※ <u>経過措置 (8割</u> 損 る金額を入力してく)	<u>館除)</u> の適用を受ける ださい。なお、 <u>少額</u> 精	課税仕入れの金額な <u>例</u> を適用できる課	を入力する機になります。 !税仕入れについては「うち	免税事業者及び適格請 :免税事業者等取引分」	 に入力しないでくださ 	課税事業者の取引に係 ない。	
	科目	課税取引金額	うち 課税売上げと非調 税売上げに共通し て要するもの	見 うち の た税事業者等 取引分※	うち 非課税売上げにの み要するもの	うち 課税売上げにのみ 要するもの	っち 免税事業者等 2) ^{取引分※}	
	仕入金額	150,000円	100,000	円 20,000円	30,000 円	20,000円	10,000円	
	租税公課	20,000円		m m	E	Ħ	E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	
	荷造運賃	40,000円		MM	۲	Ħ	Ħ	
	水道光熱費	Ħ		A A	H	円	Ħ	
						~		
	科目	課税取		うち 果税売上げと非課税売上げ(共通して要するもの	うち こ 非課税売上に 要するも	fにのみ 課 5の	うち 税売上げにのみ 要するもの	
	令和6年分に課税 者となった方の棚	印高	25,000 円 [10,000 F	9	5,000 円	10,000 円	
_						4		
	前に戻る						次へ進む	

 課税取引金額のうち、「課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」と「非課税 売上げにのみ要するもの」を入力します。

また、共通して要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、入力しないでください。

- ② 課税売上げにのみ要するもののうち、「免税事業者等取引分」に係る金額を入力します。
 ※ 少額特例を適用する課税取引については、免税事業者等の課税取引だった場合でも、
 入力しないでください。
- ③ 令和6年分から課税事業者となった方で、期首の棚卸高がある場合、「課税売上げと非 課税売上げに共通して要するもの」と「非課税売上げにのみ要するもの」を入力します。
- ④ 「次へ進む」ボタンを押すと、「課税仕入金額の内訳の入力」画面(P18参照)へ戻り ます。

1.11 仕入税額控除の控除方式の選択

計算方式ごとの控除対象仕入税額について自動で計算結果が表示されますので、どの計算 方式で確定申告するかを選択します。

	仕入税額控除の控除方式の選択
	各控除方式により計算した控除対象仕入税額を表示しています。 適用する方式を選択してください。
	下記のいずれかの方式を選択できますが、本年の差し引くことのできる控除対象仕入税額が大きい方式(消費税等の納付金額が少なく なる方式)は
	個別対応方式です。
2	※:「一括比例配分方式」を適用した方は、2年間以上継続した後でなければ「個別対応方式」に変更することはできませんので、翌年(令和7年分)以降の計算方式を検討の上、選択してください。 (令和7年分の課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下となった場合には、「一括比例配分方式」を適用することができませんが、この場合は継続適用したことになります。)
	個別対応方式による控除対象仕入税額 78,000 円
3	一括比例配分方式 による控除対象仕入税額 71,503 円
	> <u>個別対応方式とは</u> > <u>一括比例配分方式とは</u>
	戻る ここまでの入力内容を保存
	A K-STOPA
	<u>お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約</u> Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.
12	計算される控除対象仕入税額の大きい方式が表示されます。 ・③ それぞれの方式を選択した場合の控除対象仕入税額がボタン上に表示されます。 →②個別対応方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面(P22参照)へ進みます。 →③一括比例配分方式を選択して、「中間納付税額等の入力」画面(P22参照)へ進み ます。

十日日	
日间	納付祝額と甲间納付講び割額を入力します。
	1 トップ画面→②事前準備→③申告書等の作成→②送信・印刷→⑤データ保存等
	中間納付税額等の入力
	中間申告に係る納付税額のある方は、以下「中間納付税額等を入力する方」の項目を開いて、入力してください。
	前年分について消費税の確定申告を行っていない方・中間申告を行っていない方は、入力する必要はありません ので、画面下の「次 へ」ボタンを押してください。
	> <u>中間申告とは</u> (1)
	目中間納付税額等の確認方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2 戻る 次へ ここまでの入力内容を保存
中 を	間納付税額等がある場合には、「>」を押して項目を開き、中間申告に係る納付税額 入力します。 ・)「中間納付税額等を入力する方」
	中間納付税額等を入力する方へのないであった。
1	 ▲ 入力に当たっては以下の事項にご注意ください。 ・ 中間申告に係る納付税額には、「中間納付税額」と「中間納付譲渡割額」が含まれていますので、それぞれの金額を 入力してください。 ・ 1月ごと(年11回)の中間申告を行った場合、税務署から送付した申告書には、中間納付税額及び中間納付譲渡割額 は印字されませんので、最終の中間申告分まで(11回分)の消費税及び地方消費税額を合計して入力してください。
「 ・ 書 ・ (P へそ	次へ」ボタンを押すと、 確定申告の内容が仕入控除税額に伴う還付の場合、「消費税の還付申告に関する明細 の作成」画面(P23参照) 確定申告の内容が納税又は中間納付税額に伴う還付の場合、「計算結果の確認」画面 32参照) れぞれ進みます。

1.13 消費税の還付申告に関する明細書作成(1/4)

課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回ったことにより還付を 受ける場合には、消費税の還付申告に関する明細書の提出が必要となるため、明細書作成画 面に自動で進みます。

消費税の還付申告に関する明細書作成	
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了	
1 還付申告となった主な理由	
該当する項目について、選択又は入力してください。 ◎◎ 1 □ 輸出等の免税取引の割合が高い □ 設備投資 (高額な固定資産の購入等) □ スの他	
0/60文字	
	_
 消費税の還付申告に関して、該当する項目について選択します。 	
なお、「その他」を選択した場合は、下部の入力欄が入力可能になりますので、還付	申
告となった主な理由を入力欄に入力します。	

	1					- C	一般課税税	
	トツノ圏町 >	事前準備 > 申告書等	の作成 > 申	暗書等の送信・印刷	> 終了			
	2 課税売上(げ等に係る事項						
	主な課税資産の課							
		トの取引失を上位5番目ま	マッスカレマイギ	: غرب)				
	※ 100万円未満の取引	ロシステルションには可能で	:ज.					
	資産の種類等	譲渡年月日等 取引会報答	取引	先の氏名(名称)		操作		
		取引金額寺	AX5	光の刈生所(所仕土地)				
				,,,,,				
	主な輸出取引等の)明細						
	取引金額総額の上位5	番目まで入力してください)°					
	取引先の氏名	(名称)		取引余額	主な取引商品等		操作	
	取引先の住所	(所在地)		AX 3120.6X	所管税関 (支墨) 名		DATE	
Eな 225	:課税資産の 5 参照)が閉	譲渡等の「プ 引きます。	入力する	」ボタン	を押すと、「主な	課税資	産の譲渡等」ī	
Eな P 25 Eな P 26 人力	 課税資産の 参照)が開 輸出取引等 参照)が開 が終わった 	譲渡等の「	入力する 入力する D画面の	」ボタン 」ボタン とおり入;	を押すと、「主な を押すと、「主な カ内容が表示さな	:課税資 輸出取 います。	産の譲渡等」 引等の明細」 正	
	 課税資産の 参照)が開 輸出取引等 参照)が開 が終わった 課税資産の譲渡等 額が100万円以上の周 0万円未満の取引も入 	譲渡等の「	入力する 入力する り画面の	」ボタン 」ボタン とおり入; 	を押すと、「主な を押すと、「主な カ内容が表示さね	:課税資 輸出取 います。	産の譲渡等」 引等の明細」 正	
Eな P 28 E な P 26 C 九 主な 認 ◎ 10	 課税資産の 参照)が開 輸出取引等 参照)が開 が終わった 課税資産の譲渡等 (5)5005円以上の間 (5)5005円以上の間 (5)5005円以上の間 	譲渡等の「	入力する 入力する D 画 面 の Abut < Kal Nbut < Kal	」ボタン 」ボタン とおり入; ^{500氏名 (名称)}	を押すと、「主な を押すと、「主な カ内容が表示さね	:課税資 輸出取 います。	産の譲渡等」正 引等の明細」正	
Eな P 2 E E な P 2 C 大 上 な 記 金 3 2 C 大	 課税資産の 参照)が開 輸出取引等 参照)が開 が終わった 部約約 第税資産の譲渡等 動が100万円以上の期 の万円未満の取引も入 資産の種類等 	譲渡等の「	 入力する 入力する の画面の へ力してくださ 取引先 取引先 	」ボタン 」ボタン とおり入; consca (名称) conth (所在地)	を押すと、「主な を押すと、「主な カ内容が表示さま	:課税資 輸出取 います。	産の譲渡等」正引等の明細」正	
Eな P2E P2C へた 主な記 × 100	 課税資産の 参照)が開 輸出取引等 参照)が開 が終わった 調が100万円以上の用 の万円未満の取引も入 資産の種類等 原材料1 	譲渡等の「	 入力する 入力する の画面の へ力してくださ 取引先 取引先 回税原 	 」ボタン 」ボタン とおり入; ctu. contA (名称) contA (名称) contA (名称) contA (名称) contA (名称) contA (名称) 	を押すと、「主な を押すと、「主な カ内容が表示さね	:課税資 輸出取 います。	産の譲渡等」正引等の明細」正	
Eな P 28 E な P 26 人力 i i 1	 課税資産の 参照)が開 輸出取引等 参照)が開 が終わった (調が約50万円以上の町の (調が100万円以上の町の (調が100万円以上の町の (調が100万円以上の町の (調が約41) (調が約41) 	譲渡等の「	入力する 入力する の面の の面の の面の のののののののののののののののののののののののののののののののののの	 」ボタン 」ボタン とおり入; cota (名称) 	を押すと、「主な を押すと、「主な カ内容が表示され 	:課税資 輸出取 1ます。	産の譲渡等」 引等の明細」 ^{操作} <u>調</u>	

谞	崔定申告書作成(一般課税)編
1.15	消費税の還付申告に関する明細書作成(主な課税資産の譲渡等)
	主な課税資産の譲渡等
	課税売上げ等に係る事項のうち、課税資産の譲渡等に関する明細を入力してください。
	資産の種類等 1 1 1
	譲渡年月日等 □ 継続的な取引の場合はチェックを入れてください。 令和 ✔ ✔ 年 ✔ 月 ✔ 日
	取引金額等 ※ 譲渡年月日等にて「継続」を選択した場合は、当課税期間中の取引金額の合計を入力してください。 円 ①
	取引先の氏名 (名称)
	取引先の住所(所在地)[各行25文字以内] 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇ビル101 〇〇ビル101 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	キャンセル 続けてもう1件入力 入力完了
1	取引金額(税抜価額)が 100 万円以上の主な課税資産の譲渡等に関する情報を入力しま

① 取引金額 (税抜価額) が 100 万円以上の主な課税資産の譲渡等に関する情報を入力しま す。

「譲渡年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合はチェックを入れま す。この場合、年月日を入力する必要はありません。

- ② 取引金額(税抜価額)が100万円以上の取引が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」 ボタンを押すと、最大5件まで入力できます。
- ③ 「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面(P24参照)へ戻ります。

確定申告書作成(一般課税)編
1.16 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な輸出取引等の明細)
主な輸出取引等の明細
課税売上げ等に係る事項のうち、主な輸出取引等に関する明細を入力してください。
取引先の氏名 (名称)
取引先の住所(所在地)[各行25文字以内] 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇ビル101
主な取引商品等
所管税開 (支墨) 名 ○○税問 2 3
キャンセル 続けてもう1件入力 入力完了
 主な輸出取引等の明細に関する情報を入力します。 輸出取引等が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを押すと、最大5件まで入力できます。 「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面(P24参照)へ戻り、輸出取引等に利用する主な金融機関等の入力欄が表示されます。
26

1.17 消費税の還付申告に関する明細書作成(主な金融機関・通関業者の入力)

主な輸出取引等の明細を入力した場合、輸出取引等に利用する主な金融機関・通関業者の 入力欄が表示されます。

	消費税の還付申告に関する明細書作成			一般	課税 税込
	トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成	> 申告書等○	D送信・印刷 > 終了		
±71	輸出取引表の明細				
±/a					
取引会	金額総額の上位5番目まで入力してください。				
	取引先の氏名 (名称)		取引金額	主な取引商品等	操作
	取引先の住所(所在地)			所管税関 (支署) 名	
1	国税商店(株)		123,456 円	取引商品 1	訂正
	千代田区頭が開3-1-1			OO税期	
輸出 主な3 ● ゆ ○ ゆ	山取引等に利用する主な金融機関・道 金融機関 うちょ銀行以外の銀行等 うちょ銀行	通関業者 る	を入力してください。		
순평	+继朋父.	[15文字]))	内1		
10.01			- 31		選択してください 🖌
本支	T店名	 [14文字以	内]		
					選択してください 🖌
預金	全種類	選択して	ください 🖌		
口座	播号	[半角数字]	7桁]		
		0120400	,		
主な道					
氏名	1 (沿利)	00株式:	內」 会社		
住所	f (所在地)	[各行25文	字以内]		
		00県00	0市00町1-1-1		
		00ビル	101		
取引 した 取引	等に利用する主な金融 金融機関によって入力 等に利用する主な通関	*機関を する項 業者に	≧選択します。 夏目が異なり □関する情報	ます。 を入力します。	

	トップ画面		する明細書作成		12200/010	17425	
		› 事前準備 ›	> 申告書等の作成 > 申	暗書等の送信・印刷 > 終了			
	3 課税(主入れ等に	係る事項				
	主な棚卸資産	いの材料等	等の取得				
	取引金額が1007 ※ 100万円未済	5円以上の取引 iの取引も入力・	引先を上位5番目まで入力し 〕することは可能です。	ってください。			
	盗奈の経	取得	得年月日等	助引生不改组委中	取引先の氏名 (名称)	+==//-	
	質性の推		引金額等	- 取51元の宣詠曲ち	取引先の住所 (所在地)	採作	
			1	入力する			
	主な固定資産	等の取得					
	1件当たりの取引	金額が100万	5円以上の取引を上位5番目	まで入力してください。			
	※ 100万円未満	の取引も入力)することは可能です。				
		取得	得年月日等		取引先の氏名 (名称)		
	資産の利	取得 類等 取引	得年月日等 引金額等	- 取引先の登録番号	取引先の氏名(名称) 取引先の住所(所在地)	操作	
	(単本の) (する) ボ		^{得年月日等} 引金額等 と押すと、「当	取引先の登録番号 入力する とな棚卸資産	 取引先の氏名(名称) 取引先の住所(所在地) ・原材料等の取得」 	操作 画面(P29参	
 「入 た す す 入 力 が	iする」ボ つつつうが する」ボ ぶ終わった		^{博年月日等} 引金 を押すと、「ヨ ・押すと、「主 よ、下画面の	取引先の登録番号 入力する 上な棚卸資産 な固定資産等 とおり入力内	 取5)先の氏名(名称) 取5)先の住所(所在地) ・原材料等の取得」正 ・の取得」画面(P30) 回容が表示されます。 	^{操作} 町面(P29参 参照)が開き	 注:まう
「入力 うます 「入力が 主な棚	^{資産の1} フする」オ っ。 する」ボ ぶ終わった 脚資産・原林	那番 取号 マンを シンを ご項目に 「 和等の取	^{傳年月日等} ^{51金額等} を押すと、「主 ・押すと、「主 は、下画面の ⁵⁴	R51元の登録番号 入力する	取5)先の氏名(名称) 取5)先の住所(所在地) ・原材料等の取得」正 の取得」画面(P30) 回容が表示されます。	★ ★ 新 新 ●	 注: ま?
「入 た す 入 力 が 主 な 棚 ^取 別金額 ※ 100;	する」ボ		^{得年月日等} 51金額等 2 を押すと、「主 た押すと、「主 は、下画面の X得 L位5番目まで入力して :とは可能です。	取ら氏の登録番号 入力する 上な棚卸資産 な固定資産等 とおり入力内	取5)先の氏名(名称) 取5)先の住所(所在地) ・原材料等の取得」正 の取得」画面(P30) 回容が表示されます。	★ ★ 新 第 1	<u></u> 注 訳)
「入 た す ま な 想 ^取 引 金 部 ※ 100		取得 取得 取得 取得 取得 取得 取得 の取 の取 引 先を上 に 、 の 取 引 に を の 取 の の の の の の の の の の の の の の の の の	^{得年月日等} 引金額等 2 を押すと、「主 注押すと、「主 は、下画面の X得 上位5番目まで入力して ことは可能です。	取引先の登録番号 入力する 上な棚卸資産 な固定資産等 とおり入力内 ください。	 取引先の氏名(名称) 取引先の住所(所在地) ・原材料等の取得」正 ・の取得」画面(P30) 四なが表示されます。 取引先の氏名(名称) 	^{操作} 画面(P29参 参照)が開き	 注 ま 了
「入 た う ま す 入 力 が 主 な 棚 取 引 金舗 ※ 1000			^{得年月日等} 引金額等 と押すと、「主 と押すと、「主 は、下画面の X得 とは5番目まで入力して ことは可能です。 日等 等	取引先の登録番号 入力する 人力する 上な棚卸資産 な固定資産等 とおり入力内 <ださい。	 取引先の氏名(名称) 取引先の氏利(所在地) ・原材料等の取得」正 ・の取得」画面(P30) 字が表示されます。 取引先の氏名(名称) 取引先の氏系(名称) 取引先の住所(所在地) 	操作 画面(P29参 参照)が開き 操作	<u>*</u> 照) :ます
「入 た す 入 力 が 主 な 棚 取 引 金舗 ※ 100 1			^{得年月日等} 51金額等 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	取51元の登録番号 入力する 入力する とな棚卸資産 な固定資産等 とおり入力内 <ださい。 な15元の登録番号	取引先の氏名(名称) 取引先の住所(所在地) ・原材料等の取得」正 の取得」画面(P30) ② 取得」画面(P30) ③ 本が表示されます。 ■ 取引先の氏名(名称) 取引先の氏名(名称) 取引先の氏名(名称) 取引先の氏名(名称) 取引先の氏名(名称) 取引先の氏名(名称) (株) 国税商社	操作 町面(P29参 参照)が開き 操作 3) ITTE 1 1	注照) :まて
「入 た す て 入 力 が 主 な 棚 ※ 100 1		 (アメント・ション・ (アメント・ (アメント・	^{得年月日等} 引金額等 2 ど押すと、「主 注押すと、「主 は、下画面の X得 上位5番目まで入力して とは可能です。 日等 1 円	取引先の登録番号 入力する 上な棚卸資産 な固定資産等 とおり入力内 ください。	 取引先の氏名(名称) 取引先の住所(所在地) ・原材料等の取得」正 ・の取得」画面(P30) 字が表示されます。 取引先の氏名(名称) 取引先の氏名(名称) 取引先の住所(所在地) (株)国税商社 東京都千代田区丸の内〇-〇 	操作 町面(P29参 参照)が開き 参照)が開き 業作 3 訂正 育	新 第 第

19	消費税の還付申告に関する明細書作成(主な棚卸資産・原材料等の取得)
	主な棚卸資産・原材料等の取得
	課税仕入れに係る事項のうち、棚卸資産・原材料等の取得に関する明細を入力してください。
	資産の種類等 1 1 1
	取得年月日等 1 <li< td=""></li<>
	取引金額等 ※ 取得年月日等にて「継続」を選択した場合は、当課税期間中の取引金額の合計を入力してください。 円 ①
	取引先の登録番号[半角数字13桁] ※ 検索後は検索結果をご確認ください。検索結果に誤りがある場合は、お手数ですが直接修正をお願いします。 T 1234567890123 検索 2
	取引先の氏名(名称) 〇〇商店
	取引先の住所(所在地)[各行25文字以内] 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇ビル101
	キャンセル 続けてもう1件入力 入力完了
) れ) 表※さごす	主な棚卸資産・原材料等の取得に関する情報を入力(選択)します。 「取得年月日等」について、継続的な取引を行っている取引先の場合は、チェックをフ ます。この場合、年月日を入力する必要はありません。 取引先の氏名及び住所(所在地)を入力します。 なお、取引先の登録番号を利用して、「国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者な サイト」の情報を検索し、反映することもできます。 登録状況によっては反映できないこともあるため、その場合には、直接入力してくたい。 主な棚卸資産・原材料等の取得が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを打 と、最大5件まで入力できます。
)	

1.20	消費税の還付申告に関する明細書作成(主な固定資産等の取得)
	主な固定資産等の取得
	課税仕入れに係る事項のうち、固定資産等の取得に関する明細を入力してください。
	資産の種類等 選択してください
	取得年月日等 ○ 令和 ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日 1
	取引金額等 円 ①
	取引先の登録番号[半角数字13桁] ※ 検索後は検索結果をご確認ください。検索結果に誤りがある場合は、お手数ですが直接修正をお願いします。 T 1234567890123 検索 2
	取引先の氏名(名称) 〇〇商店 2
	取引先の住所(所在地)[各行25文字以内] 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1 〇〇ビル101
	3 4
	キャンセル 入力完了 え力完了
1	主な固定資産等の取得に関する情報を入力(選択)します。 取引先の氏名及び住所(所在地)を入力します。
U)	なお、取引先の登録番号を入力して「検索」を押すことにより、「国税庁インボイス制
度	適格請求書発行事業者公表サイト」の情報を検索し、取引先の氏名(名称)・住所欄に
反	映することもできます。
*	登録状況によっては反映できないこともあるため、その場合には、直接入力してくだ さい。
③ 大	主な固定資産等の取得が複数ある場合は、「続けてもう1件入力」ボタンを押すと、最 5件まで入力できます。
④ 照	「入力完了」ボタンを押すと、「消費税の還付申告に関する明細書作成」画面(P24参)へ戻ります。

確定申告書作成(一般課税)編
1.21 消費税の還付申告に関する明細書作成(4/4)
令和6年中の特殊事情として、顕著な増減事項等とその理由を入力します。
消費税の還付申告に関する明細書作成
トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
4 令和6年中の特殊事情
顕著な増減事項等及びその理由を入力してください。
0/200文字
前に戻る ここまでの入力内容を保存する 2 次へ進む
 「令和6年中の特殊事情」として、顕著な増減事項等とその理由を入力します。 「次へ進む」ボタンを押すと、「計算結果の確認」画面(P32参照)へ進みます。

確定申告書作成(一般課税)編 1.22 計算結果の確認 入力データを基に確定申告に必要な計算が行われ、その計算結果が画面に表示されます。 ● トップ画面 → ② 事前準備 → ⑧ 申告書等の作成 → ④ 送信・印刷 → ⑤ データ保存等 計算結果の確認 入力内容から計算した結果は以下のとおりです。 還付 される金額 663,598円 消費税の計算結果 課税標準額 12,115,000 円 消費税額 816,504 円 控除過大調整税額 控除税額 控除税額小計 1,334,111 円 控除不足還付税額 517,607 円 中間納付税額 課税売上割合 課税資産の譲渡等の対価の額 12,116,213 円 資産の譲渡等の対価の額 18,842,558 円 地方消費税の計算結果 地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 517,607 円 譲渡割額 還付額 145,991 円 中間納付讓渡割額 消費税及び地方消費税の合計税額 納付又は還付税額合計 這付税額 663,598 円 > 消費税額の計算方法とは ▲ 消費税等の還付税額の申告漏れにご注意ください。 (1)戻る ① 計算結果を確認後、「次へ」押すと、「納税地等・還付金口座入力」画面(P33参照) へ進みます。

.23 約	的税地等・還付金口座入力	
納税 還付金	地等に関する情報を入力します。 口座等の入力欄が表示されます。	仕入控除税額などに伴う還付が発生している場合、
	国税庁 確定申告書等作成コーナー 令和 6 年分 消費税 (マイナンバーカード)	よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ
	① トップ画面 → ② 事前準備 → ③ 申告書等の作成 → (
	納税地等・還付金口座入力	一般課税 税込
	還付 される金額	
	663,598円	
	還作	寸金の受取方法
	以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してくだる ・ 口座名義は申告者本人(屋号付き名義を除く。)に限 ・ 一部のインターネット専用銀行については対応している	さい。 2ます。 ません。ご利用の金融機闘にご確認ください。
1	 還付金の受取方法 公金受取口座への振込み(公金受取口座を登録済) ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み ゆうちょ銀行への振込み ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り 	みの方に限ります。) 👔
		和方法の进行
2	この申告書に係る通知等(国税還付金振込通知書)がある e-Taxで受け取ることで、書面での保存が不要となり管理が > <u>電子交付を希望する場合の留意事項</u> Q e-Taxによる電子交付か郵送等による書面交付のどき 電子交付 書面交付	帰合、書面に代えてe-Taxで通知を受け取ることができます。 楽になるなどのメリットがあります。 5らを希望しますか? <mark>≪須</mark> ?

- 還付金の受取方法をラジオボタンから選択すると、選択した項目に応じて入力枠が表示 されますので、画面案内に沿って銀行名等を入力してください。
- ② 電子送信する場合には、通知方法に関する質問が表示されますので、希望する通知方法 を選択してください。

	納税地	・氏名等		
納税地等の情報				
物税地の区分 必須				
() 住所				
● 事業所等				
的便番号 :半角数字3桁、半角数字4桁				
123		4567		
郵便番号検索				
都道府県・市区町村 2000				
都道府県				
+100744				
市区町村				•
丁 日香地等 ◎3 ※:都通府県・市区町村と合計で全角28文字以内				
○○町1-1-1				
建物名,号室				
※:全角28文字以内(制限文字数を起える場合、マン:	ション名を省略するなどして字数を	調整してください。〉		
00マンション101号至				
提出先税務署	ください。			
都道府県				•
光波思				
令和 ▼ 年氏名・電話番号等の情報		▼ 月	•	Ŧ
氏名(フリガナ) ※: 各全角カナ11文字以内				
コクゼイ		タロウ		
氏久 (漢字) 修復				
※:各全角10文字以内				
国税		太郎		
マイナンバー (個人番号) ※:各半角数字4桁				
1234	5678		9012	
□ 入力値を表示する				
電話番号 ※:日中連絡が取れる電話番号を入力してください。 ※:半角数字合計14桁以内				
090	1234		5678	
屋号・雅号(フリガナ) ※:全角40文字以内				
コクゼイショウテン				
屋号・雅号(漢字)				
屋号 · 雅号 (漢字) ※: 金角30文字以内 国役茲店				

③ 納税地や氏名等について該当する項目に入力します。

※ 郵便番号の入力後、「郵便番号検索」を押すと、郵便番号の入力内容から検索した住 所と税務署情報(都道府県、税務署名)を自動的に表示することができます。

 ④ 本年分の課税売上高が1,000万円以下となった場合かつインボイス(適格請求書)発行
 事業者でない場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択」画面(P 36参照)に進みます。

本年分の課税売上高が1,000万円を超える場合、

- ・申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面

へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案 内をご参照ください。

※ 納付の場合は、「納付方法の選択」が表示されます。

なお、消費税及び地方消費税の合計納付税額が30万円を超える場合は、「スマホアプリ 納付」、「コンビニQR納付」は表示されません(書面で提出する方には、30万円以下で あっても、「スマホアプリ納付」は表示されません)。

1,145,000円		
	納付方法	
納付方法の選択		
納付方法 <u>必須</u> > <u>各納付方法の内容を確認する</u>		
選択してください		•
納付方法の選択 納付方法 ダダ へを納けたさの中空を確認する		
 納付方法の選択 約 約 各納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可))	T
 納付方法の選択 約 A納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可 選択してください)	T
 納付方法の選択 約 各納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可 選択してください 振替納税(期限内申告の場合に利用 	i) jēj)	•
 納付方法の選択 約 会額 会納付方法の内容を確認する な納付方法の内容を確認する な納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可 銀沢してください 振替納税(期限内申告の場合に利用 振替約税(期限内申告の場合に利用 	() j可) による口座振替) 又はインターネットバンキング)	•
 納付方法の選択 納付方法の内容を確認する 会納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可 選択してください 振替納税(期限内申告の場合に利用 電子納税(ダイレクト納付(e-Taxl クレジットカード納付 	i) i可) による口座振替)又はインターネットバンキング)	Ţ
 納付方法の選択 約付方法の内容を確認する 各納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可 選択してください 振替納税(期限内申告の場合に利用 電子納税(ダイレクト納付(e-Taxl クレジットカード納付 スマホアプリ納付 	i) i可) による口座振替)又はインターネットバンキング)	Ţ
 納付方法の選択 約 会納付方法の内容を確認する な納付方法の内容を確認する 振替納税(期限内申告の場合に利用可 選択してください 振替納税(期限内申告の場合に利用 電子納税(ダイレクト納付(e-Tax)) クレジットカード納付 スマホアプリ納付 コンビニ納付 	i) i可) による口座振替)又はインターネットバンキング)	•

1.24 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書作成選択

計算の結果、本年分の課税売上高が1,000万円以下となった場合かつ適格請求書発行事業 者ではない場合は、翌々年の消費税の納税義務が免除されますので、提出が必要となる「消 費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を作成することができます。



- 「届出書を作成する」又は「届出書を作成しない」を選択の上、「次へ進む」ボタンを 押します。
- ② ①において「届出書を作成する」を押した場合は、「消費税の納税義務者でなくなった 旨の届出書の作成」画面(P37参照)へ進みます。

①において「届出書を作成しない」押した場合、

- ・ 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面
- ・ 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面
- へ進みます。

「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面 の案内をご参照ください。

 5 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。 利内の特別義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。 	5 消費税の納税義	
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。 ① (1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(務者でなくなった旨の届出書の作成
中学生、中学生、中学生、中学生、中学生、中学生、中学生、中学生、中学生、中学生、	消費税の納税義務者	者でなくなった旨の届出書に関する情報を入力します。
トップ車本、事務業業、中書書等の作成、単世書等の送信・印刷、株T	消費税の納税義務者でな	くなった旨の届出書の作成 税込
● ●	トップ画面 > 事前準備 >	申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了
この福出書の提出年月日 ●和) ● 4 ● 月 ● 日 * 提出時に年書きしても差し支えありません。 P考事項 (各行40文字以内) (日本) 前に戻る ここまでの入力内容を保存する 2 水(此) 「納税義務者となった日」等必要事項を入力します。 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目を入力し、「次へ進む」押すと、 ・ 申告書をe-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 ・ 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面 へ進みます。 「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。	納税義務者となった日	 ① ✓ 年 ✓ 月 ✓ 日 ※ 先に提出した「消費税課税事業者届出書」の「適用開始課税期間」欄の初日を入力してください。
を考募項 (Afr40文字以内) 前に戻る ここまでの入力内容を保存する ② 次へ進む 前に戻る ここまでの入力内容を保存する ② ② べへ進む 「納税義務者となった日」等必要事項を入力します。 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目を入力し、「次 へ進む」押すと、 ・ 申告書を e・Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 ・ 申告書を10刷して提出する方は「申告書等印刷」画面 へ進みます。 「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面 の案内をご参照ください。	この届出書の提出年月日	令和 ・ 年 ・ 月 ・ 日 ※ 提出時に手書きしても差し支えありません。
 前に戻る ここまでの入力内容を保存する 2 次へ進む 「納税義務者となった日」等必要事項を入力します。 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目を入力し、「次へ進む」押すと、 申告書を e-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面へ進みます。 「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。 	参考事項	[各行40文字以内]
 「納税義務者となった日」等必要事項を入力します。 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」について該当する項目を入力し、「次へ進む」押すと、 申告書をe-Tax で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 申告書を印刷して提出する方は「申告書等印刷」画面 へ進みます。 「送信前の申告内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。 	前に戻る	ここまでの入力内容を保存する 2 次へ進む
	へ進む」押すと、 ・ 申告書を e-Ta:	
	 申告書を印刷し へ進みます。 「送信前の申告内の案内をご参照くす 	x で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 して提出する方は「申告書等印刷」画面 内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面 どさい。
	 申告書を印刷し へ進みます。 「送信前の申告内の案内をご参照くす 	x で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 して提出する方は「申告書等印刷」画面 内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面 ださい。
	 申告書を印刷し へ進みます。 「送信前の申告戸の案内をご参照く1 	x で送信する方は「送信前の申告内容確認」画面 して提出する方は「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面 内容確認」と「申告書等印刷」画面以降の操作方法については、各画面 ださい。